

委員会提出議案第1号

西脇市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第109条第6項及び西脇市議会会議規則第13条第2項の規定により提出する。

令和8年2月24日

西脇市議会議会運営委員会
委員長 林 晴 信

(理由)

西脇市部設置条例の改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため。

西脇市議会委員会条例の一部を改正する条例

西脇市議会委員会条例（平成17年西脇市条例第 187号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及び所管） 第2条 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。			（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及び所管） 第2条 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。		
名 称	定 数	所管事項	名 称	定 数	所管事項
総務産業常任委員会	8人	市長公室、 <u>まちづくり部</u> 、総務部、産業活力再生部、建設水道部、農業委員会、会計課、選挙管理委員会、監査委員及び公平委員会の所管に属する事項並びに文教民生常任委員会に属さない事項	総務産業常任委員会	8人	市長公室、 <u>都市経営部</u> 、総務部、産業活力再生部、建設水道部、農業委員会、会計課、選挙管理委員会、監査委員及び公平委員会の所管に属する事項並びに文教民生常任委員会に属さない事項
文教民生常任委員会	8人	(略)	文教民生常任委員会	8人	(略)
予算常任委員会	15人	(略)	予算常任委員会	15人	(略)

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。